



今月の言葉

お足許の悪いところ

「足許」は立っているところです。足取りや身の回りのことでもあります。
「お足許の悪いところ、お越しいたさありがとうございます。」
雨や雪で歩きにくく足を運ぶのに苦勞した来客へのお礼の言葉です。

昔は舗装された道路などなく、砂利道が多かったので、
雨や雪が降れば着物やズボンに泥がはねあがりました。
今年冬も足許の悪いところだらけ。こんな一言でお客様をお迎えしてみても一。

岩手県葛巻町にて

photo by Yoko.K

2006年の「今月の言葉」は、懐かしく美しい日本の言葉シリーズです。

今月の写真：岩手県葛巻町

今年は、例年になく厳しい寒さ、大雪が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？被害にあわれた皆様には、心からお見舞い申し上げます。と、同時に早く春が来ることを願ってやみません。

さて、そのような中、新年度も近づいてきました。これに先立ち、昨年4月に改正、公布された「不動産登記法等の一部を改正する法律」が1月20日施行されました（topicsにて）。また次の4月1日には「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正に伴う高齢者雇用確保措置の実施、「労働安全衛生法」改正に伴う月100時間以上残業した場合の面接等健康確保のための各措置、「労災保険法」改正に伴う複数就業や単身赴任の場合の通勤災害における補償拡大、「労働保険徴収法」改正に伴うメリット制度の増減枠拡大、時短促進法の改正法としての「労働時間設定改善法」施行等、労働者の安全、健康確保と多様な働き方に合わせた新しいルールが一挙に動き出します。合わせて労働保険の年度更新も目前に控え、そろそろ準備を始めたところです。

皆様とともに、この年度末/年度初めをきっちりと乗り切っていきたいと思っています。

司法書士・行政書士 門田 修

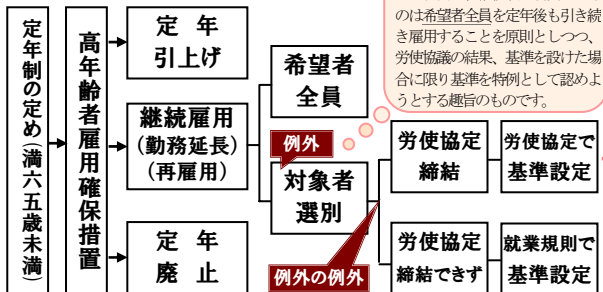
社会保険労務士 門田 陽子



特集:改正☆高齢者雇用安定法 vol.2

改正された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の成立に伴い、平成18年4月1日より65歳未満の定年の定めをしている事業主について、その雇用する高齢者の雇用を確保するため、1. 65歳までの定年年齢の引き上げ 2. 継続雇用制度の導入 3. 定年の定め廃止 のいずれかの措置を講じるものとなりました。

高齢者雇用確保措置の全体像



この特例は、継続雇用制度そのものは希望者全員を定年後も引き続き雇用することを原則としつつ、労使協議の結果、基準を設けた場合に限り基準を特例として認めようとする趣旨のものです。

※対象者の選別にあたって締結する労使協定の内容としては、意欲、能力等を出来る限り具体的にはかることができるものとし、労働者自らが基準に適合するか否かを一定程度予見できると、必要な能力等が客観的に示され、能力開発等を促すことができるような具体性があることが必要です。(続)

「筆界特定制度」

平成17年4月6日「不動産登記法等の一部を改正する法律」が成立し同年4月13日公布、平成18年1月20日、施行されました。

この法律で導入された「筆界特定制度」…「筆界」とはその土地の“登記簿上の区画”のことで、この制度は、土地の所有者などの申請に基づき、“筆界特定登記官”が外部専門家である“筆界調査委員”の意見を聞きながら、土地の「筆界」はどこなのか?という疑問に答える制度です。

中には土地と土地の境がどこなのか?わからなくなっている土地もあるでしょう。そんなとき、この制度を利用すると、この土地の登記簿上の区画はどこまでか専門家が確定してくれます。詳しくは法務省 <http://www.moj.go.jp/>

「2004年度の福利厚生費調査結果」

日本経団連が1月31日、日本経団連加盟業種団体所属企業および日本経団連会員企業約1700社を対象に行った上記調査の結果を発表しました。

これによりますと、★健康保険や介護保険、厚生年金保険、雇用・労災保険、児童手当拠出金などの「法定福利費」および、住宅、医療・健康、慶弔、文化体育レク、共済、ライフサポート、福利厚生代行費用などの「法定外福利費」がいずれも前年調査より増加しています。

しかしその一方で、福利厚生費の一角を占める「退職金」が大幅に減少したため、福利厚生費の現金給与総額に占める割合は、前年調査より0.1%減少して、17.7%となりました。対前年比で減少が顕著な項目は、退職一時金-19.0%、退職年金 -6.8%、持ち家援助 -9.7%、慶弔 -5.9%などとなっています。詳しくは、下記アドレスから。
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/003.html>

特集:新☆会社法 vol.3

別冊で特集(株式会社編)を発行どうぞご覧ください。

秘書ミズホの ワンポイントリフレ VOL.2

「目が疲れた…」そんなとき。

～refresh～

耳にある目の反射区(耳たぶの真ん中)をつねるように刺激します。他にも耳全体をひっぱってみたり、押してみたり…イタ気持ちいいと感じる程度に刺激してみましょう。耳のリフレクソロジーは脳に近い場所にあるので即効性があるといわれています。

～relax～

洗面器にお湯をはりラベンダーのアロマオイルを3滴程落とします。タオルを浸し軽くしぼったら、タオルを目の上にのせ、5分くらい目を閉じましょう。ほのかに香るさわやかなラベンダーの香は、リラックス効果抜群です。

Official HP Renewal!!

<http://www.kadota-office.com/>



常に、新しい情報を、
常に、わかりやすい情報を、
迅速に、確実にお届け。

出先で一枚パチリ!
ギャラリースタート。
ブログとあわせて、
お楽しみください。

項目を整理、
よりみやすくなりました!

Kadota office.com 2006.1 #発行: 2006年2月1日 #編集・構成: Kadota-Office

編集後記:



先日、打ち合わせの合間に少々時間ができ、仙台駅近くの書店へ立ち寄りしました。最近では、欲しい本、必要な本は、インターネットで注文して、事務所に配送していただいています。本屋さんに行くとしても時間が掛かること、探しても見つからないこともあるのが理由ですが、世の中、本当に便利になったものです。とはいえ小さな頃から本が大好きだった私…並んだ本の間を歩くと、言葉では言い表せないワクワク感を覚えます。

この時はつい、勢いあまって、人事制度、給与、法改正解説本、企業本など7冊も購入してしまいました!今、労務管理に関するご相談、就業規則の見直しに関するご相談をお受けしている中で感じるのは、労働基準、給与、休職、退職～分野を問わずご相談の複雑化、難関化です。私たちは法律を根拠に業務をしておりますが、その運用についてはどうしても経験によるところが大きいです。けれど、自分の経験だけで刃を振り回したり、ましてや独りよがりになってしまったりするのは危険なことです。様々な立場を考え、課題を体系づけて捉え、整理をし、世の中のどこかで私たちより先に経験したことを生かして体制を整えること～そんな中で、何かが弾けたように手に取ったのがこの7冊。寒さも厳しい冬の一夜、じっくりと身体に蓄えたいと思います。

まっ、何はともあれ、やっぱり、本屋さんは楽しい!今日は時間と予算の都合で(笑)好きなジャンルは見なかったことにしましたが、次はちゃんと目指すものに最初に向かいたいと思います。

発行

門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758 URL: <http://www.kadota-office.com/>

門田修宛: osamu.k@kadota-office.com 門田陽子宛: yoko.k@kadota-office.com

修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>